

# 北見工業大学後援会「KITげんき会」総会

期 日：平成23年6月19日（日）

場 所：北見工業大学

# 開 催 次 第

総 会 10:30から

1. 開会
2. 挨拶
  - 1) 北見工業大学後援会「KITげんき会」会長
  - 2) 北見工業大学長
3. 役員の一部改選について
4. 平成22年度事業報告、決算報告について
5. 平成23年度事業計画（案）、収支予算（案）について
6. その他
7. 閉会

北見工業大学後援会「KITげんき会」  
H23年度役員名簿

顧問	小谷 每彦	(北見市長)
"	鮎田 耕一	(北見工業大学学長)
会長	永田 正記	(オホーツク商工会議所協議会会長・北見商工会議所会頭)
副会長	越膳 良臣	(北見工業大学同窓会顧問)
"	倉本 登	(北見鉄工協同組合理事長)
"	西川 孝範	(きたみらい農業協同組合代表理事組合長)
"	古屋 聖兒	(北見医師会会長)
"	戸田 龍一	(北見商工会議所中小企業委員会委員長)
常務理事	高橋 信夫	(北見工業大学理事・副学長)
理事	池田 彰	(北見信用金庫理事長)
"	遠藤 雅人	(北見ぼらんち会会長)
"	石澤 徳司	(北見地区電気工事業協同組合理事長)
"	松浦 信一	(北見歯科医師団団長)
"	村井 泰彦	(北見建設業協会会長)
"	小泉 勝裕	(北見工業団地会会長、北見管工事事業協同組合代表理事)
"	小西 啓之	(協同組合日専連北見代表理事)
"	神田 昌明	(社)日本自動車販売店協会連合会北見支部支部長)
"	黒部 哲哉	(北見観光協会会長)
"	佐々木 一明	(協同組合北見総合卸センター理事長)
"	佐々木 敏行	(北見舗装協会会長)
"	高桑 裕次	(北見金融協会会長)
"	清水 大	(北見薬剤師会会長)
"	橘 邦彦	(北見工業大学同窓会顧問)
"	富山 佳男	(北見測量設計協会会長)
"	永田 裕一	(北見物産協会会長)
"	西川 治彦	(北海道獣医師会オホーツク支部支部長)
"	海田 有一	(北海道中小企業家同友会オホーツク支部支部長)
"	真柳 正裕	(北見市商店街振興組合連合会理事長)
監事	小澤 實之郎	(北見商工会議所監事)
"	牧野 勇治	(北見工業大学同窓会北見支部支部長)

(順不同：敬称略)

# 北見工業大学後援会「KITげんき会」

## 平成22年度事業報告書

事業	摘要
1 会議	
1) 総会	年1回開催
2 支援事業	
1) 学生に対する支援	大学院学生に対する奨学金支給12人 語学研修プログラムへの参加旅費の助成 (淡江大学 10人) (ハンバー工業大学 6人) インターナショナルCアワー開催に伴う助成
2) 研究者、研究生の交流支援	若手研究者の国際会議参加旅費の助成 (4人)
3) 大学広報等への支援	女満別空港広告看板掲出料の助成

## 北見工業大学後援会「KITげんき会」

## 平成22年度決算書

## 収入の部

項 目	予 算	決 算	備 考
会 費	2,730,000	2,546,000 円	個人会員(66人) 316,000 円 法人会員(116団体) 2,230,000
寄 附 金 等	2,400,000	2,211,000	同窓会会員からの寄附 2,211,000
雑 収 入	1,000	389	預金利息
前年度からの繰越	2,885,659	2,885,659	
合 計	8,016,659	7,643,048	

## 支出の部


項 目	予 算	決 算	備 考
後援会運営費	400,000	242,731 円	円
通 信 費		217,451	印刷物郵送料、返信用葉書
会 議 費		0	役員会、総会
事 務 費		25,280	事務諸雑費、振込手数料
印 刷 費		0	封筒印刷ほか
大学援助費	6,553,100	5,353,100	
学生に対する支援	4,405,000	4,205,000	奨学金支給 3,540,000 120,000×1人=120,000 180,000×3人=540,000 360,000×8人=2,880,000 語学研修プログラム参加旅費の助成 600,000 30,000×10人=300,000 50,000×6人=300,000 インターナショナルCアワー開催に伴う助成 65,000
研究者、研究生の 交流支援	600,000	600,000	若手研究者の国際会議参加旅費の助成 600,000 150,000×4人=600,000
大学広報等への支援	1,548,100	548,100	女満別空港広告看板掲出料の助成 548,100 個別学力試験学外試験場設置に伴う助成 0
予 備 費	1,063,559	0	
次年度繰越金		2,047,217	
合 計	8,016,659	7,643,048	

## 監 査 報 告 書


本会規約第6条第5項に基づき、平成22年度北見工業大学後援  
会収支簿及び預金通帳類に関する監査を行った結果、適正に処理さ  
れていると認めましたので報告いたします。

平成23年6月7日

監 事

小澤寛之郎 

監 事

富田剛夫 

# 北見工業大学後援会「KITげんき会」

## 平成23年度事業計画書

事業	摘要
1 会議	
1) 総会	年1回開催
2 支援事業	
1) 学生に対する支援	大学院学生に対する奨学金支給 語学研修プログラムへの参加旅費の助成 国際ショナルCアワー開催の助成 図書館配架用学生向け参考図書購入の助成
2) 研究者、研究生の交流支援	若手研究者の国際会議参加旅費等の助成
3) 大学広報等への支援	女満別空港広告看板掲出料の助成

# 北見工業大学後援会「KITげんき会」

## 平成23年度予算書

### 収入の部

項 目	予 算	備 考
会 費	2,500,000	個人会員100口× 3,000円= 300,000円 法人会員220口× 10,000円=2,200,000円
寄 附 金 等	1,500,000	同窓会会員からの寄附 1,500,000円
雑 収 入	1,000	預金利息等
前年度からの繰越	2,047,217	
合 計	6,048,217	

### 支出の部

項 目	予 算	備 考
後援会運営費	400,000	
通 信 費	200,000	総会案内・印刷物郵送料、返信用葉書、振替手数料 総会、役員会 事務諸雑費 パンフレット、払込取扱票印刷
会 議 費	0	
事 務 費	100,000	
印 刷 費	100,000	
大学援助費	4,512,000	
学生に対する支援	3,187,000	奨学金支給 360,000円× 5人=1,800,000円  語学研修プログラム参加旅費の助成 (カナダ) 50,000円× 10人= 500,000円 (中国、韓国) 30,000円× 20人= 600,000円  インターナショナルCアワー開催の助成 87,000円× 1件= 87,000円  図書館配架用学生向け参考図書購入の助成 200,000円× 1件= 200,000円
研究者、研究生の 交流支援	600,000	若手研究者の国際会議参加旅費等の助成 150,000円× 4件= 600,000円
大学広報等への支援	725,000	女満別空港広告看板掲出料の助成 725,000円× 1件= 725,000円
予 備 費	1,136,217	
合 計	6,048,217	



# 北見工業大学後援会「KITげんき会」規約

(名 称)

第1条 本会は、北見工業大学後援会「KITげんき会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、地域と同窓会が一体となって、北見工業大学の発展及び学生の生活向上のための援助等に協力することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 北見工業大学の発展のための援助
- 二 北見工業大学の学生の生活向上等のための援助
- 三 会費、寄付金品の受理及び処理
- 四 その他必要な事項

(組 織)

第4条 本会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- 一 個人会員
- 二 法人会員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会 長 1人
- 二 副 会 長 若干人
- 三 常務理事 1人
- 四 理 事 若干人
- 五 監 事 2人

2 役員は、総会において選任し、又は解任する。

(職 務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに会議を招集して、その議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会計及び本会の運営上重要な事項を処理する。
- 4 理事は、本会の運営上必要な事項を審議する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

(任 期)

第7条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充する。但し、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会及び役員会)

第8条 総会及び役員会は、年1回開催しなければならない。

但し、必要に応じて会長が臨時に召集することができる。

- 2 総会に次の事項を付議する。
  - 一 役員選任、解任

- 二 事業計画及び事業報告
- 三 予算及び決算
- 四 規約の制定及び改廃
- 五 その他本会の運営に必要な事項

- 3 役員会は、会長、副会長、常務理事、理事をもって構成する。
- 4 役員会は、本会の事業運営及び総会に付議すべき事項を審議するものとする。
- 5 総会及び役員会の議長は、会長がその任にあたる。
- 6 総会及び役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の議を経て、会長が委嘱する。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を北見市公園町165番地北見工業大学内に置く。

- 2 事務局には、次の職員を置く。

- 一 事務局長
- 二 事務局員

- 3 事務局長は、常務理事の職務を補佐することとし、会長が北見工業大学の教職員の中から委嘱する。

- 4 事務局員は、会長が委嘱する。

(会計)

第11条 本会の目的の達成及び運営に資する資金は、会員の会費、寄付金等をもって充てる。

- 2 会員の会費は、次に掲げるとおりとし、毎年、定められた時期に納入する。

- 一 個人会員 一口 3,000円
- 二 法人会員 一口 10,000円

- 3 本会の会計は、後援会運営費と大学援助費に区分して経理する。

- 4 後援会運営費は、後援会運営上必要な経費をいう。

- 5 大学援助費は、学術振興、国際交流、学生の生活向上等に必要な経費をいう。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

- 1. この規約は、平成17年11月30日から施行する。
- 2. 初年度の会計年度は設立総会日より平成18年3月31日までとする。
- 3. 初年度の役員任期は設立総会日(平成17年11月30日)より平成20年3月31日までとする。